

放課後児童クラブ GENEX の癒

利 用 規 約

有限会社 伊万里スイミングクラブ

■目次■

第 1 条	(名称)	2
第 2 条	(目的)	2
第 3 条	(運営)	2
第 4 条	(活動場所)	2
第 5 条	(利用規約)	2
第 6 条	(本規約の範囲)	2
第 7 条	(本規約の変更)	2
第 8 条	(会員)	3
第 9 条	(会員種別)	3
第 10 条	(会員種別の決定)	3
第 11 条	(開所日及び開所時間)	3
第 12 条	(児童の帰宅及び登所)	3
第 13 条	(入会)	4
第 14 条	(入会金)	4
第 15 条	(契約)	4
第 16 条	(会員の停止・除名)	4
第 17 条	(会員登録代)	5
第 18 条	(利用料金)	5
第 19 条	(休会)	5
第 20 条	(休会費)	5
第 21 条	(退会)	5
第 22 条	(保険の加入等)	5
第 23 条	(変更の届出)	6
第 24 条	(納入方法)	6
第 25 条	(責任事項)	6
第 26 条	(サービス内容等の変更)	7
第 27 条	(料金の改定)	7
第 28 条	(施設の廃止・利用の制限)	7
第 29 条	(サービスの提供の中止)	7
第 30 条	(個人情報)	7
第 31 条	(雑則)	8

第1章

第1条 (名称)

当クラブの名称は「放課後児童クラブ GENEXの癒」（以下「癒」という。）という。

第2条 (目的)

癒は、有田町内の小学校及び近隣の小学校（以下「小学校」という。）の児童の放課後及び日曜・祝日を除く学校休業日（春・夏・冬休み・代休・土曜等）を指導員のサポートのもとに、児童が健康で安全に安心して過ごせる居場所、勉強・遊びを充実させるための場所を提供することを目的とする。

第3条 (運営)

癒の運営は、有限会社伊万里スイミングクラブが行う。

第4条 (活動場所)

癒の活動場所及び事務所は西松浦郡有田町南原甲104に置く。

第5条 (利用規約)

この利用規約は、癒が提供するサービスを、第8条所定の会員（以下「会員」という。）が利用する場合に適用する。

第6条 (本規約の範囲)

癒が、この利用規約本文の他に別途定める各サービスの「ガイドブック」または別途個別に通知等で規定する各サービスの利用上の決まり、及びその他の利用条件等の告知（以下、併せて「利用規約等」という。）もこの利用規約の一部を構成するものとする。

第7条 (本規約の変更)

- (1) 癒は、会員の下承を得ることなく、この利用規約を変更することができるものとする。この場合には、サービスの利用条件は、変更後の利用規約によるものとする。
- (2) 変更後の利用規約については、癒が別途定める場合を除いて施設等に表示した時点より効力を発するものとする。
- (3) 会員は、規約の変更に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとする。

第2章

第8条 (会員)

会員とは、癒の趣旨に賛同し、本規約等に同意した上で、入会を申し込み、癒が会員として承認した保護者及びその児童をいう。

第9条 (会員種別)

会員種別は以下の通りとする。

- (1) 正会員
- (2) 選択習い事会員
- (3) 登録会員

第10条 (会員種別の決定)

- (1) 会員の種別は入会を希望する会員の申告を基に決定する。
- (2) 癒は会員の状況の変化により当該種別が不適切と認めた時は、会員に種別の変更を求める事ができる。

第11条 (開所日及び開所時間)

平日：13時00分～19時30分（最大20時00分まで延長可）
土曜日：7時30分～19時00分（最大20時00分まで延長可）
休校日（春・夏・冬休み・代休等）
：7時30分～19時30分（最大20時00分まで延長可）

日曜日・祝日・お盆（8月13日～8月15日）、年末年始（12月29日～1月3日）及びその他災害等によりやむを得ず開設することが困難な場合は原則として開所しない。

第12条 (児童の帰宅及び登所)

- (1) 平日の場合、児童の癒への登所は、有限会社伊万里スイミングクラブ所有のスクールバスで各小学校所定の場所へ指導員が迎えに行くことを原則とする。この場合、児童は学校終了後、所定の場所で待機するものとする。
- (2) 児童の自宅への帰宅及び一日保育の登所は、保護者または入会時に指定された方、及び保護者からの事前連絡により指定された方が送迎することを原則とする。

第13条 (入会)

- (1) 入会を希望する児童の保護者（以下「入会希望者」という。）は、癒に「個人名簿・規約同意書」（以下「入会申込書」という。）を提出する。所定の入会申込書に必要事項を記入、押印した上、癒が定めた必要書類及び別に定める会員登録料を添えて提出するものとする。
- (2) 入会希望者は入会時に食物・薬・動植物等のアレルギー、病気、障害の有無を申し出る必要があるものとする。申し出をしなかったことにより発生したトラブルや損害については、癒は、一切の責任と損害賠償の請求を免れるものとする。

第14条 (入会金)

- (1) 新規に入会する児童の保護者は、入会金として5,000円（＋税）を納入しなければならない。
- (2) いかなる理由においても、入会金の返金を行わないものとする。

第15条 (契約)

契約期間は1年間（年度契約）とする。契約延長については、再契約とする。

第16条 (会員の停止・除名)

癒は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員資格を一時停止もしくは除名することができるものとする。この場合、会員は、会員に属する日を含むまでの利用料金に未納金がある場合、直ちに完納するものとする。

- (1) 本規約等に違反した場合
- (2) 料金の支払いを怠った場合
- (3) 癒の運営を妨害した場合
- (4) 癒の信用を毀損した場合
- (5) 癒の財産を侵害した場合
- (6) 他の会員の身体、財産、名誉、信用を毀損した場合
- (7) 法令、公序良俗に違反し、犯罪に結びつく行為をした場合
- (8) 癒の趣旨に著しく反する行為をした場合
- (9) その他、癒の運営に支障があると癒が判断した場合

第 17 条 （会員登録代）

- (1) 新規に癒に入会する児童の保護者は、会員登録代として3,241円（＋税）を納入しなければならない。ただし、「有限会社伊万里スイミングクラブ ジェネックス有田」のプール会員の場合は、会員登録代を1,019円（＋税）とする。
- (2) 登録の更新を行う会員は、会員再登録代として1,945円（＋税）を納入しなければならない。
- (3) いかなる理由においても、会員登録代の返金を行わないものとする。

第 18 条 （利用料金）

利用料金は別紙参照。

第 19 条 （休会）

- (1) 特別な事情により月単位での休会をする場合は、癒に休会届を第20条所定の休会費を添えて届け出なくてはならない。この場合、該当月の前月15日までに届け出なくてはならない。該当月の前月15日までに届け出がない場合の既払月利用料金については、原則払戻しが出来ないものとする。
- (2) 休会できる対象会員は第9条所定の会員種別の正会員のみとする。
- (3) 休会該当月の利用料金の口座引き落としはしないものとする。

第 20 条 （休会費）

癒を休会する児童の保護者は、休会費として休会する月毎に1,019円（＋税）を納入しなければならない。

第 21 条 （退会）

- (1) 退会は原則として、1ヶ月前に退会届を癒に提出しなければならない。
- (2) 退会該当月の前月15日までに届け出がない場合の、既払月利用料については原則払戻しが出来ないものとする。
- (3) 小学校を卒業した児童に関しては退会届の提出は不要とする。

第 22 条 （保険の加入等）

予期しない事故などが発生した場合、癒は公的な組織ではないため、その事故責任・賠償などを癒・指導員・保護者等に求めることは困難であることから、その対応として癒は施設賠償責任保険に加入する。

第 23 条 （変更の届出）

- (1) 会員は、届出会員情報（住所、連絡先等）に変更があった場合には、速やかに癒に所定の方法にて変更の届出を行うものとする。
- (2) 別に定める会員種別を変更する場合には、原則として、1ヶ月前に癒に届け出なければならない。
- (3) 会員種別変更後の利用該当月の前月15日までに届け出がない場合の、既払月利用料については原則払戻しが出来ないものとする。
- (4) 会員種別の変更を希望する児童の保護者は、癒に会員種別変更届を提出する。所定の変更届に必要な事項を記入、押印した上、事務手数料500円（+税）を添えて提出するものとする。

第 24 条 （納入方法）

- (1) 利用料金は、会員種別に伴う納入を行うものとする。
- (2) 第17条（会員登録代）、第20条（休会費）及び第23条（変更の届出）にて発生した料金については、原則、第4条（活動場所）にて納入を行うものとする。
- (3) 原則、納入された利用料金については返金しないものとする。

第 25 条 （責任事項）

- (1) 会員は、自己の責任においてサービスを利用するものとし、そのサービスを利用してなされた一切の行為とその結果について、癒の責任に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負うものとする。
- (2) 会員は、サービスの利用に伴い、第三者から問い合わせ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理し解決するものとする。
- (3) 会員は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、結果については、自己の責任と費用をもって処理し解決するものとする。
- (4) 会員は、サービスの利用により癒の施設及び商品等又は第三者に対して損害を与えた場合（会員が、この利用規約上の義務を履行しないことにより癒又は第三者が損害を被った場合を含む。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

第3章

第26条 (サービス内容等の変更)

癒は、会員に事前通知した上、サービス内容・名称を変更することができるものとする。

第27条 (料金の改定)

癒は、会員に事前通知をした上で、経済情勢等の変動又は経営上都合により会員登録料、利用料金、その他料金を随時改定できるものとする。

第28条 (施設の廃止・利用の制限)

- (1) 癒は、天災地変、法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、経営上の都合その他やむを得ない事由が発生した場合、施設及びサービスの一部を廃止し、また、その利用を制限することができるものとする。また、それに対する補償は一切行わないものとする。
- (2) 会員は、前項の場合において、何ら異議申し立てることができないものとする。

第29条 (サービスの提供の中止)

- (1) 癒は、会員に事前通知をした上でサービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとする。
- (2) 癒は、サービスの提供の中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う会員又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとする。

第30条 (個人情報)

- (1) 癒は、会員の個人情報は、以下の目的のためにのみ利用するものとする。
 - ①会員の本人確認のため
 - ②入会時の手続き
 - ③サービスの提供、イベント、利用料金等に関するお知らせ
 - ④緊急時の連絡、問い合わせ、その他諸対応
 - ⑤その他、会員から得た同意の範囲内で利用
- (2) 癒は、前項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を業務委託先に預託することができるものとする。この場合、業務委託先との契約において本規約に基づく癒の業務と同等の義務を負わせるものとする。
- (3) 癒は、会員の同意を得ることなく、第三者に会員の個人情報を開示、提供しないものとする。

- (4) 前項に関わらず、刑事訴訟法第218条（令状による捜査）、その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、癒は、当該処分の定める範囲内で個人情報を開示することができるものとする。

第31条（雑則）

この規約に定めるもののほか、癒の運営上必要な事項は、伊万里スイミングで、別に定める。

附則

この規約は、平成25年4月1日より発効する。
平成26年4月1日より、本改訂版を施行する。
平成27年4月1日より、本改訂版を施行する。